

## ◇住宅・建築物安全ストック形成事業 <社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の基幹事業（令和7年度予算）>

※地方公共団体の補助制度については、住宅・建築物がある地方公共団体にお問い合わせください。

住宅	建築物								
<p>○耐震診断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間実施：国と地方で2/3</li> <li>・地方公共団体実施：国1/2</li> </ul>	<p>○耐震診断、補強設計等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間実施：国と地方で2/3</li> <li>・地方公共団体実施：国1/3</li> </ul> <p>○耐震改修、建替え又は除却</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物の種類</th> <th>交付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所等の防災拠点</td> <td>公共建築物：国1/3 民間建築物：国と地方で2/3</td> </tr> <tr> <td>多数の者が利用する建築物（1,000㎡以上の百貨店等）</td> <td>公共建築物：国11.5% 民間建築物：国と地方で23%</td> </tr> </tbody> </table>	建物の種類	交付率	避難所等の防災拠点	公共建築物：国1/3 民間建築物：国と地方で2/3	多数の者が利用する建築物（1,000㎡以上の百貨店等）	公共建築物：国11.5% 民間建築物：国と地方で23%		
建物の種類		交付率							
避難所等の防災拠点		公共建築物：国1/3 民間建築物：国と地方で2/3							
多数の者が利用する建築物（1,000㎡以上の百貨店等）	公共建築物：国11.5% 民間建築物：国と地方で23%								
<p>○補強設計等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間実施：国と地方で2/3</li> <li>・地方公共団体実施：国1/2</li> </ul>									
<p>○耐震改修、建替え又は除却</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物の種類</th> <th>交付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マンション</td> <td>国と地方で1/3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>国と地方で23%</td> </tr> </tbody> </table>	建物の種類	交付率	マンション	国と地方で1/3	その他	国と地方で23%			
建物の種類	交付率								
マンション	国と地方で1/3								
その他	国と地方で23%								
<p style="background-color: #e0e0e0;">パッケージ支援（補強設計等+耐震改修又は建替え）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震改修の種別</th> <th>交付額 (国と地方で定額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密集市街地等（防火改修含む）</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>多雪区域</td> <td>140万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>115万円</td> </tr> </tbody> </table>		耐震改修の種別	交付額 (国と地方で定額)	密集市街地等（防火改修含む）	175万円	多雪区域	140万円	その他	115万円
耐震改修の種別	交付額 (国と地方で定額)								
密集市街地等（防火改修含む）	175万円								
多雪区域	140万円								
その他	115万円								

## ◇住宅・建築物防災力緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業） <令和7年度予算：国費110億円>

- 改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物等の耐震化に対し、重点的・緊急的に支援（令和7年度末まで）
- ・要緊急安全確認大規模建築物（ホテル・旅館、デパート等）：補強設計1/2、耐震改修1/3
  - ・要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物、防災拠点建築物）：耐震診断1/2、補強設計1/2、耐震改修2/5
  - ・緊急輸送道路沿道建築物等：耐震診断1/3、補強設計、1/3、耐震改修1/3

## ◇耐震改修促進税制（住宅・建築物）

住宅	建築物（耐震診断義務付け対象）
<p>○所得税（R7.12まで） 耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%等を所得税から控除</p> <p>○固定資産税（R8.3まで） 固定資産税額（120㎡相当部分まで）を1年間1/2に減額（特に重要な避難路沿道にある耐震診断義務付け対象の住宅は、2年間1/2減額）</p>	<p>耐震診断の結果報告を行った者が、政府の補助を受けて、H26.4.1～R8.3.31の間に耐震改修を行った場合、固定資産税額を2年間1/2に減額</p>

## ◇住宅金融支援機構による融資制度（リフォーム融資）

※金利は毎月見直します。最新の金利は住宅金融支援機構のHPをご確認ください。  
※このほか、マンション管理組向け「マンション共用部分リフォーム融資」もあります。

## ◇【リ・バース60】による融資・利子補給制度

※住宅金融支援機構と提携する民間金融機関が提供。取扱金融機関によって詳細は異なります。  
※地方公共団体の補助制度を併用する必要があります。

個人向け	高齢者向け
<p>○融資限度額：1,500万円（住宅部分の工事費が上限）</p> <p>○金利：償還期間10年以内1.30%、11年～20年以内1.67%（R7.4.1現在）</p>	<p>○融資限度額：1,000万円（工事費や担保評価額に応じた上限あり）</p> <p>○金利：70歳以上で申し込む場合無利子化（60歳代で申し込む場合も金利低減措置あり）</p> <p>○返済方法：利用者の死亡時に物件売却等で返済</p>